

自己資本管理

【優先度】
 ◎最重要項目
 ○重要項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル(自己資本比率等に関する検査について)及び監督指針			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付	論点等	評定における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明				
自己資本	(1) 自己資本比率の正確性の検証	<p>被検査金融機関の自己資本比率について、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(大蔵省告示第55号)等に定めるところにより、信用リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する。 特に、以下の点について、事務ガイドライン等に照らして、自己資本比率等が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。</p> <p>1. 資本勘定に算入される税効果相当額(＝繰延税金資産見合い額)は日本公認会計士協会が公表している「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告 第66号)等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているかを検証する。</p> <p>2. 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかどうかを検証する。</p> <p>3. 負債性資本調達手段でステップ・アップ金利等を上乘せる特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないかどうかを検証する。</p> <p>4. 海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合は、当該優先出資証券について、パーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているかを検証する。</p> <p>5. 決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に銀行保証等(保証と同等の効果をもつクレジットデリバティブ契約を含む。)を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずリスクアセットを削減していないかを検証する。 ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。</p> <p>6. 決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行っている場合は、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約となっていないかを検証する。</p> <p>7. その他、自己資本比率規制の趣旨に反するリスクアセットの削減等がないかを検証する。</p> <p>8. 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)及び「退職給付会計に関する実務指針」(平成11年9月14日日本公認会計士協会)に基づき、適切に負債の部(前払年金費用となる場合は資産の部)に計上されているか。また、退職給付債務のうち未認識額の将来収益への影響を把握し、必要に応じ取締役会等の適切な認識・行動、経営計画・アクチュアリーレポート・税効果スケジュール等の関連見込数値の整合性、割引率・期待収益率・残存期間の妥当性等を検証する。</p>	◎	経営陣による統制	<p>・自己資本比率の正確性の評定上の項目は、検査前後における自己資本比率の乖離率がひとつの指標と考えられるが、それ以外で考えられる評定の要素としてどのようなものがあるか。</p> <p>・自己資本比率の乖離率は、総資産分類率や償却・引当額の増加率(乖離率)と重複する部分はあるものの、繰延税金資産の正確性や市場関連リスクなど異なった評価項目もことから独自にみるべきではないか。</p> <p>・検査前後の自己資本比率の乖離率を評定要素とした場合、乖離の要因が、 ①意図的な自己資本のかさ上げによって生じたものか、 ②算定誤り等の算定過程における正確性等の不備によって生じたものか、 ③自己査定結果の検証による償却・引当額の追加や繰延税金資産見合い額の計上誤り等によって生じたものか、に分けて勘案する必要があるか。</p> <p>・自己資本比率の資本の質については、どのように検査後の自己資本比率を評定する場合に勘案するべきか。 例えば、以下の点を評定時に勘案する必要があるか。 ①自己資本に占める基本的項目(Tier1)の水準 ②基本的項目(Tier1)に占める税効果資本の水準や当該資本に対する評価 その他、民間の格付機関等において採用されている手法も参考に、 資本調達手段(商品性)の違い(劣後債務、優先株等種類の相違、償還のコールオプションの有無、償還までの期間の長短、公的資金注入の有無等)等も勘案する必要があるか。</p> <p>・自己資本の質や量の十分性については、ディスクローズすることにより、預金者や市場の評価に委ねれば十分か。当局は、基準値(国内基準:4% or国際基準:8%)のみに着目していればよいのか。</p>	
	(2)償却・引当に関する検査の結果が自己資本比率に与える影響の検討	<p>償却・引当に関する検査の結果、償却・引当額の水準が不十分と認められる場合には、追加的に必要な償却・引当額の算定に努め、これが自己資本比率にどの程度の影響を与えるのか、即ち、追加的に必要な償却・引当を行った場合に、自己資本比率がどの程度低下するのかを検討する。 具体的には、次のとおり取り扱うものとし、各段階において、主任検査官と被検査金融機関及び会計監査人との認識を一致させるものとする。</p> <p>1. 償却・引当額の水準の検討 償却・引当額の水準の検討に当たっては、以下の場合に、不十分であると判断するものとする。 (1) 自己査定基準及び自己査定結果の検証の結果、自己査定基準が不適切あるいは自己査定が不正確であることから、債務者区分の変更等により分類額(Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類)が増加した結果、償却・引当額が増加することが見込まれる場合 (2) 償却・引当基準及び償却・引当結果の検証の結果、償却・引当基準が不適切あるいは償却・引当額の算定が不適切であることから、償却・引当額が増加することが見込まれる場合</p>	◎			

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

自己資本管理

【優先度】
 ◎最重要項目
 ○重要項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル(自己資本比率等に関する検査について)及び監督指針			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付	論点等	評定における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明				
		2. 追加的に必要な償却・引当額の算定 追加的に必要な償却・引当額に当たっては、以下の点に留意の上、被検査金融機関及び会計監査人と十分な意見交換を行うこととする。 (1) 上記1の(1)に該当する場合 被検査金融機関の償却・引当基準が適切と認められる場合は、当該償却・引当基準に基づき追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。 被検査金融機関の償却・引当基準が適切と認められない場合は、下記の(2)の①の方法により求めた償却・引当基準に基づき追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。 (2) 上記1の(2)に該当する場合 ① 被検査金融機関の償却・引当基準が不適切な場合 被検査金融機関の償却・引当基準のうち不適切な部分について、被検査金融機関及び会計監査人と十分に意見交換を行った上で、償却・引当基準をどのように改めるのかを確定し、修正後の償却・引当基準に基づき、追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。 ② 被検査金融機関の償却・引当結果が不適切な場合 被検査金融機関の償却・引当基準に基づき、適切な償却・引当を行った場合の償却・引当額を算定の上、追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。	◎			
	(3)自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握	自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握に当たっては、まず、追加的に必要な償却・引当を当該決算期に行った場合の自己資本比率を算定し、当該算定結果について、被検査金融機関に示して、その内容についての確認を得るものとする。 また、今後、追加的に必要な償却・引当を行うに当たって、被検査金融機関がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものとする。具体的には、償却財源(今後の収益見通し、資産の売却等)、資本増強計画、リスク・アセット対策等について、被検査金融機関の今後の対応策を的確に把握するものとする。 次に、当該対応策の妥当性を検討し、妥当な対応策に基づき追加的に必要な償却・引当額の処理を行った結果として、翌決算期において自己資本比率がどの程度となるのかを確認し、主任検査官と被検査金融機関及び会計監査人との認識を一致させるものとする。 さらに、当該決算期及び翌決算期における自己資本比率の水準が「銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令」(内閣府・財務省令)第1条等に定める早期是正措置の発動基準に該当する可能性があるかを検証する。 その際、同命令第2条第2項及び第3項の規定等に該当しないかを検証する。	◎		・自己資本比率の低迷、あるいは今後の低下が見込まれる場合に、その原因・背景の分析を十分に行っているか、また、その分析を踏まえ、将来に向けての自己資本向上策(収益、資産売却)、資本増強策に対して十分な検討を行っているかを評定上の着眼点とする必要はないか。 ・十分な自己資本比率を有しており、検査前後の乖離も僅少な場合であっても、適正な自己資本比率の維持、又は、資本の効率的活用に係る明確な指針・戦略等を経営陣が有していない、又は、十分な検討が行われていない場合には、どのような評定を行うべきか。 ・資本増強策が講じられるなど、自己資本比率の向上が図られる場合には、選択的行政対応に際しては、勘案すべきではないか。	
	【監督指針】 自己資本比率の計算	自己資本比率の計算の正確性については、法14条の2の規定に基づく自己資本比率の基準に定める件(平成5年大蔵省告示第55号)及びバーセル合意の趣旨を十分踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、その正確性等に問題がある場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。 ・届出書の記載内容のチェック ・「意図的な保有」控除のためのチェック ・資本の安定性・適格性等のチェック ・自己資本比率算定に際してのチェック ・期限前償還等の届出受理に際してのチェック ・連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック ※以上、項目のみ(内容の記述は、略)				
	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部 管理	・前回当局検査指摘事項等の改善状況を評価項目に加えるべきか。 ・現に行われている金融検査においても必ず検証される項目。なお、英ARROWでも、「監督当局との関係」の1要素として採り上げられている。	